

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン名取
名取市飯野坂三丁目5番10号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 市町村の意見の概要
一般駐車場や荷さばき施設における自動車アイドリング等の騒音によって、周辺地域の生活環境に悪影響が及ぶことがないよう、引き続き十分な配慮をされたい。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，名取市役所
- 6 縦覧期間
令和2年4月28日から令和2年5月28日まで（ただし，閉庁日を除く。）